

市場開放問題苦情処理体制の整備について

市場開放経済体制を効率的に推進するための一環として、輸入検査手続等の市場開放問題に関する苦情について、その迅速かつ的確な処理を図るため、国際経済摩擦問題が正常化されるまでの緊急対策として、下記の措置をとる。

記

1. 政府に、輸入検査手続等の市場開放問題に関する苦情の包括的な窓口を設けるとともに、関係各省庁においても、それぞれの苦情を受け付ける窓口を明確化する等所要の体制整備を図る。
2. 関係各省庁間の連絡、調整を図り、苦情の迅速かつ的確な処理を確保するため、内閣官房副長官（事務）を本部長とする市場開放問題苦情処理推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
本部の構成員は、関係各省庁の事務次官をもってあてる。本部の運営について必要な事項は、本部長の定めるところによる。
本部の庶務は、経済企画庁調整局が処理する。
3. 本部長は、苦情の処理状況等について、必要に応じ、経済対策閣僚会議に報告する。

(参 考)

苦情の窓口は、以下のとおりとする。

581

経済企画庁(調整局国際経済第一課	581-0384)
外務省(経済局国際機関第一課	581-3813)
大蔵省(関税局輸入課	581-3041)
通商産業省(貿易局輸入課	501-1659)
文部省(体育局スポーツ課	581-4010)
厚生省(環境衛生局企画課	501-4865)
(薬務局企画課	501-4875)
農林水産省(経済局国際部貿易関税課	501-3725)
運輸省(大臣官房政策課	580-4291)
郵政省(大臣官房企画課	504-4195)
自治省(消防庁危険物規制課	581-3689)
科学技術庁(原子力安全局原子力安全課	581-2598)